

設 計 書

除雪車両 ホイールローダ

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
車両本体	車両本体(別紙仕様書による)	1	台			
装備品	装備品(別紙仕様書による)	1	式			
	サイドスライドアングリングブラウ					
	振動抑制装置(標準仕様)					
	黄色灯火(散光式)					
	前後熱線入りガラス					
諸経費等	検査登録代行費用	1	式			
	輸送費	1	式			
				小計		
				消費税		
				合計		

※入札書記載金額には、以下のもののみを記載すること。

車両価格、装備品、諸経費等

※次の費用は入札書記載金額には含めないものとする。

自動車重量税、自賠責保険料、検査登録届出費用、車庫証明費用、リサイクル資金管理料金、リサイクル預託金。

除雪車両 ホイールローダ
(8 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付) 仕様書

概要

この仕様書は、除雪車両(8 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

1. 数量 1 台
2. 納入場所 新潟県胎内市栗木野新田311-2 (胎内除雪ステーション)
3. 納入期限 令和9年3月31日

※半導体不足等やむを得ない事由により納期が遅延する場合は受注者と協議します。

4. 性能

- | | |
|--|----------------|
| (1) 除雪幅 (アングル角30度において) | 2.6 m 以上 |
| (2) 除雪能力 (プラウ排雪) | 1,900 t / h 以上 |
| (3) 走行速度 (前進) | 30 km/h以上 |
| (後進) | 15 km/h以上 |
| (4) 最大けん引力 | 54.0 kN 以上 |
| (5) 騒音レベル 「騒音障害防止のためのガイドライン」 (厚生労働省 平成4年10月1日、基発第546号) 第I管理区分に準ずる。(測定方法はJCMAS H011の機械定置時による) | |

5. 主要諸元

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 全長 (除雪装置地上、ストレート時) | 7,300 mm 以下 |
| " (プラウ接地、最大アングリング時) | 8,200 mm 以下 |
| (2) 全幅 (車両単体) | 2,300 mm 以下 |
| (3) 全高 (黄色灯火上端まで) | 3,700 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 300 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 7,000kg 以上 ~ 20,000 kg 未満 |

なお、「10. 付属装置及び付属品 10-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- (6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) 5.0 m 以下
 (7) 乗車定員 2 人

6. 車体

- (1) 機関
 形式 水冷、ディーゼル機関
 定格出力 58 kW 以上
- (2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする
- (3) タイヤ
 形式 ラグタイヤ
- (4) かじ取装置
 形式 車体屈折式
- (5) 運転室
 構造 全鋼製密閉形
 窓 (前・後)熱線入り合せガラス、冬用ワイパーブレード付

7. 除雪装置

- (1) 形式 油圧式サイドスライドアングリングプラウ形
- (2) 能力
 切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) 地下100 mm～地上3,000 mm 以上
 アングリング角度 左右各30 度 以上
 上昇速度(切刃下端、機関定格回転速度において) 500 mm/s 以上
- (3) プラウ
 構造 鋼板円筒曲面構造
 全幅 3,100 mm 以上
 全高 800 mm 以上
 そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
 切刃 ストレート形平形刃先(JIS D6101)

8. 計器類

- (1) 速度計又は機関回転計 1 式
 (2) 燃料計 1 式
 (3) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式
 (4) 水温計 1 式
 (5) 充電警告灯 1 式

9. 照明装置類

- (1) 前方作業灯 2 灯以上

- | | | |
|----------------|--------------|-------|
| (2) 後方作業灯 | | 2 灯以上 |
| (3) 黄色灯火 (散光式) | 全幅 1,100mm以上 | 1 式 |

10. 付属装置及び付属品

10-1 車両総質量に含むもの

- | | | |
|------------------------------|--|-----|
| (1) バックブザー | | 1 式 |
| (2) カーエアコン | | 1 式 |
| (3) ウインドウウォッシャー (電動式) | | 1 式 |
| (4) 熱線入りサイドミラー | | 1 式 |
| (5) 床マット | | 1 式 |
| (6) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付) | | 1 式 |
| (7) 後方監視カメラ (バックモニター) | | 1 式 |

10-2 車両総質量に含まないもの

- | | | |
|------------|--|-----|
| (1) 標準付属工具 | | 1 式 |
| (2) 取扱説明書 | | 1 部 |
| (3) 部品表 | | 1 部 |
| (4) 履歴簿 | | 1 部 |

11. 塗装

メーカー純正塗装による。

12. 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

13. 保証

納入後 1 か年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 か年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

14-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

- イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。
- ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

15. 諸経費について

入札には諸経費（納入運賃、ネーム記入費、車検代行費）を含む。

*以下の費用は入札書記載金額には含めないものとする。

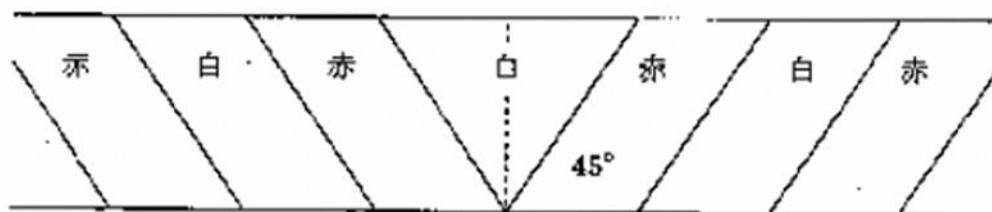
自動車損害賠償責任保険、検査登録関連費用（印紙代等）

特記仕様書

各機種の仕様書による他、次の各号によるものとする。

1. 塗装仕様

車体前後のバンパまたはこれに類する部分には、原則として下図により塗装する。



2. 建設機械等の表示

1) 表示内容

- ①「胎内市」の表示・・・(図1 白色帯と胎内市表示寸法図)による。
- ②機械名・・・機械の大きさ、構造などを考慮して記入するものとする。
- ③標識板・・・車体の後部に取り付ける標識板は(図3 除雪車後部標識板製作及び取り付け寸法図)のとおりとする。ただし、後部に標識装置が付く場合は、標識板は取り付けないものとする。

2) 表示位置

(図2 除雪機械表示箇所図)による。

ただし、プラウ部分の上記②については次によるものとする。

プラウ部分・・・プラウ後面右上部の適当な位置。

3. 提出図書

1) 納入計画書(製作着手前に提出する。)

- a 提出図書一覧表
- b 担当者一覧表(社内体制)
- c 納入工程表
- d 製作仕様書
- e アフターサービスメンテナンス体制
- f 打ち合わせ記録
- g 塗装要領書

※過去の同規格の納入機で除雪作業に多大な支障をきたす故障があったものに関しては、故障の原因・対応策等について市に報告するものとする。

2) 建設機械履歴簿(次の必要事項を記入する。)

- a 規格、形式(メーカー呼称)及び主仕様
- b 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製作年月日

3) 写真(カラー・サービス版)

a 建設機械履歴簿写真

車両の前後、左右両側面・・・・・・・・履歴簿の部数

b 検収写真（納入場所にて撮影する）

車両の前後、左右両側面、付属品・・・・・・・・各2部

c 機械台帳写真

車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、側面・・・・・・・・各2部

4) 維持管理資料

a 部品価格表

b 点検シート（日常、1ヶ月、12ヶ月）

c 同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）

d オイル交換基準一覧表

5) 仕様書13項に関する製作会社発行の保証書

4. その他の事項

- 1) 「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（必要な機種のみ）」の加入については受注者が行い、車両納入後発注者に請求するものとする。
- 2) 日常的なメンテナンスに必要な足がかり及び手摺りを設けること。また、足がかり部分には滑り止め等の安全措置を講ずること。
- 3) 発注者は、納入機の製作工場等において、製作工程の進捗状況、仕様適合状況を確認することができる。この場合、必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。
- 4) 受注者は、納入機械の運転及び取り扱い等について十分な知識を有する技術者を納入場所に派遣し、取り扱い、維持管理方法について技術指導を行うものとする。
- 5) 受注者は、納入後もアフターサービスとして、維持管理等に関し誠実に協力すること。
- 6) 機械形状等により、文字等の位置・寸法の変更などが必要な場合については市担当者との協議の上で決定するものとする。
- 7) アフターサービス及びメンテナンス体制については以下の基準を満足すること。
 - a 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であること。
 - b 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品）は1日以内、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は3日以内に供給できること。
 - c 次の基準を満足するサービス工場等が確保されていること。
 - ・自動車整備士（3級以上）が1人以上いること。
 - ・物品納入する維持管理事務所でサービス工場等から最も遠い位置までの移動時間が2時間以内であること。

- ・ 緊急時の整備員派遣体制（24時間）を有すること。
- ・ 当該機種種の整備実績が年に1台以上あること。
- ・ 修理の依頼を受けてから速やかに着手すること。

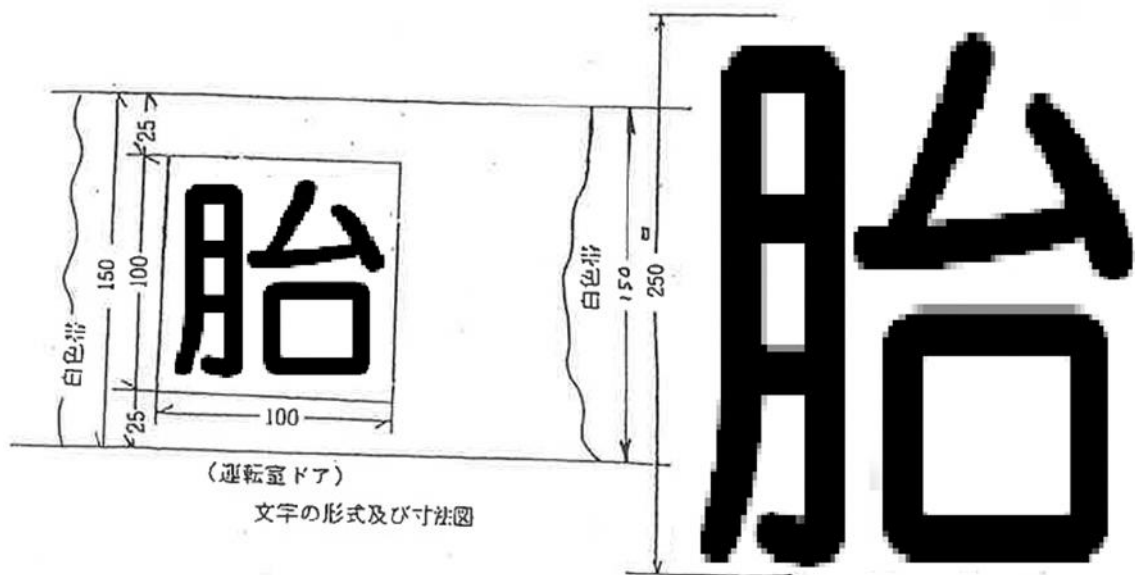


図1 白色帯と胎内市表示寸法図

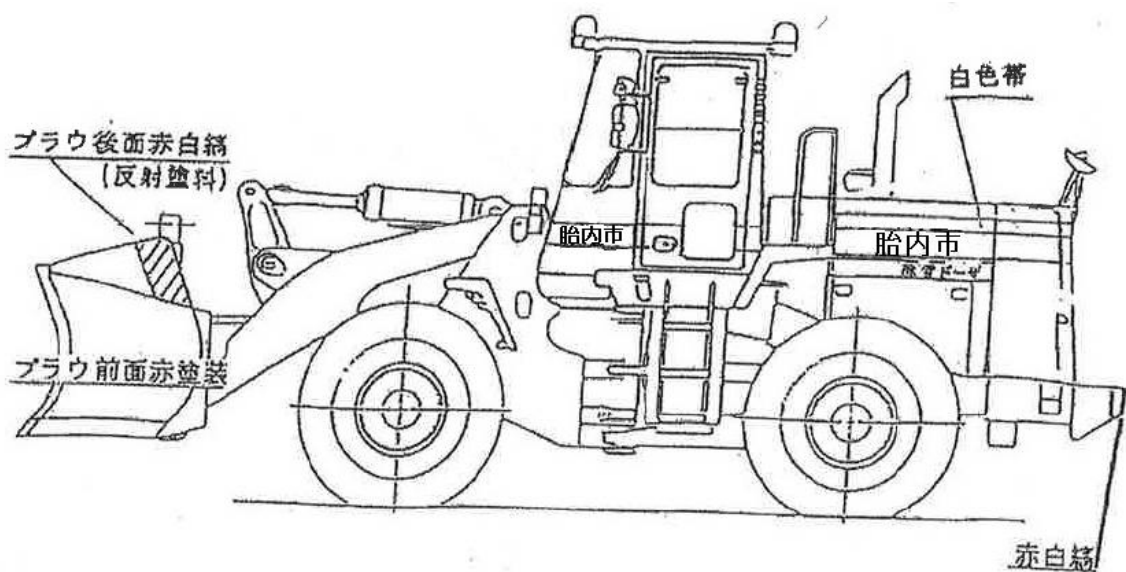


図2 除雪機械表示箇所図

